

我が家の防災・減災への備え ～罹災証明書等～

万が一、住宅が災害等で被災した場合、「罹災証明書等」を提出することで公的・私的支援を受けられる場合があります。(広報5月号にも掲載しています)

これまで「罹災届出証明書」として交付していた証明書の名称が変わり「被災証明書」となりました。

罹災証明書等の種別	
罹災証明書	被災証明書(旧:罹災届出証明書)
災害により罹災した住家等について、市が現地調査または確実な証拠により確認した罹災の程度を証明するもの	災害により被災した事実を証明するもの

罹災証明書等の交付申請	対象とする被害	市内で発生した異常な自然現象(落雷は除きます)による罹災(被害のこと)
	対象となる物件	1 住家(現に居住している建物)、非住家(住家以外の建築物)並びにそれらに附帯する工作物 2 自動車、家財道具等の動産 3 その他市長が罹災を証明することが適当と認めるもの
	申請する時期	罹災後1カ月以内
	申請する人	物件を所有する人または物件に居住する人(世帯主)
	必要な書類	罹災証明書等交付申請書(危機管理課窓口で受け取るか市ホームページからダウンロードしてください)
	添付するもの	1 罹災状況が分かる写真(家屋の全景を4方向から、被害個所を遠景・近景の2枚セットで鮮明に撮る) 2 罹災場所がわかる地図(住宅地図のような既成の地図が良いが手書きでも可)
	提出先	本庁3階危機管理課窓口(市災害本部設置など大規模な災害時は、税務課窓口)

【問】危機管理課 ☎(087)894-1115

香川県シェイクアウト 参加者募集!

県民いっせいで地震防災行動訓練

日時

11月5日(木)午前10時

※この日時に限らず、別の日時でも参加できます

場所

家庭・学校・職場など普段の生活場所

内容

午前10時になったら1分間 身を守る「安全確保行動1-2-3」をとる

プラスワン訓練

シェイクアウトにあわせて「プラスワン訓練」に取り組みましょう。

※プラスワン訓練の例…家具の転倒防止、備蓄品の確認、防災に関する話し合い 等

その他

訓練当日には、「香川県防災ナビ」(スマートフォン専用防災アプリ)のプッシュ通知機能で、津波浸水想定区域内にいる利用者に対して訓練通知を配信する予定ですので、ご活用ください。

申 ホームページ (<http://www.shakeout.jp/event/kagawa/>) から登録してください。



まず低く 頭を守り 動かない
安全確保行動1-2-3



こちらから

【問】香川県危機管理課 ☎(087)832-3158
さぬき市危機管理課 ☎(087)894-1115